

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る3月2日の本会議において、付託されました案件について、3月7日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定4件、市道路線の変更1件、指定管理者の指定1件、請願1件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第1号 上野原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上野原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、人事院勧告や国の法改正等の状況を鑑み、市職員の特別休暇の基準へ不妊治療休暇を追加するなどの改正を行うものです。

委員からの、非常勤職員の定義は、また非常勤職員と正規職員は何人いるのか、という質問については、非常勤職員は主に会計年度任用職員のこと、人数は120名程度、正規職員が消防を含め240名程度とのことでした。

また、次年度に向けた会計年度任用職員の採用方法は、という質問については、まずは各課において次年度の希望を聞き、欠員が出た所は人事担当が広報で募集し、補充する、との説明がありました。

「議案第2号 上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長及び職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当を支給しないことを定めるものです。

「議案第3号 上野原市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、令和4年度に支給する、市長、副市長及び教育

長の期末手当について、年間0.6月減額するものです。

「議案第4号 上野原市長の給与の特例に関する条例制定について」は、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響軽減に資するため、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの市長の給料について、100分の50を減額支給するものです。

「議案第39号 上野原市道路線の変更について」は、四方津駅周辺の整備において、国道20号の用地測量業務に基づき、市道川合線の起点を現状に適した場所に変更するものです。

「議案第40号 上野原市ふるさと長寿館の指定管理者の指定について」は、該当施設が令和4年3月31日に指定管理契約の満了を迎えるため、4月1日以降は「未来プロジェクト会議」を指定管理者に指定するものです。

委員からの、長寿館の土地の、借り替え等の問題は大丈夫か、という質問については、地主さんが不安を抱かないよう、丁寧な説明を行っていくとの説明がありました。

以上、当局提出の6案件について、採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

「請願第1号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じるための請願書」は、インボイス制度の導入で、少額の収入しかないシルバー人材センター会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を求めるもので、全会一致で採択すべきものと決定しました。

また、委員からは、地域資源の活用方法について、視察調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。